掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、掛川市が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「市工事等」という。）の適正な履行を確保するため、建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故、贈賄、不正行為等を起こした場合における入札参加停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加停止）

第２条　市長は、有資格業者が別表第１又は別表第２の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

２　市長が入札参加停止を行ったときは、入札執行者は、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。この場合において、当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止）

第３条　市長は、前条第１項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

２　市長は、前条第１項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

３　市長は、前条第１項又は前２項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第４条　有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の２以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

２　有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の

短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初の入札参加停止の期間が１月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第１各号又は別表第２各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後１年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第２第１号から第３号まで又は第４号から第７号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後３年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号から第３号まで又は第４号から第７号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前２項及び第５条第１項第１号から第３号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が24月を超える場合は24月）まで延長することができる。

５　市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第２第５号又は第７号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。

６　市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第５条　市長は、第２条第１項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第

２第５号又は第７号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を２倍とする。

(2) 別表第２第４号から第７号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を２倍とする。

(3) 別表第２第４号又は第５号に該当する有資格業者について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を２倍とする。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合において、当該関与行為に関し別表第２第４号又は第５号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。

(5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の３第１項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の３第２項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第６号又は第７号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（報告）

第６条　主管の長（以下「主管課長等」という。）は、市工事等について別表第１の措置要件に該当すると認めるとき、又はその疑いがあるときは、速やかに工事事故等発生報告書（様式第１号）により指名競争入札者選定等委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければならない。

２　人事・総務部行政課長は、別表第２の措置要件に該当する事実があると認めるとき、又はその疑いがあると認めるときは、速やかに贈賄、不正行為等発生報告書（様式第２号）により委員長に報告しなければならない。

３　主管課長等は、第４条第５項の入札参加停止期間を変更し、又は同条第６項の入札参加停止の解除に該当すると認めるときは、速やかに入札参加停止期間変更（入札参加停止解除）事由発生報告書（様式第３号）により委員長に報告しなければならない。

（審査）

第７条　委員長は、前条の規定による報告書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その結果

を市長に報告しなければならない。

（入札参加停止の通知）

第８条　市長は、第２条第１項若しくは第３条各項の規定により入札参加停止を行い、第４条第５項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第６項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく、入札参加停止通知書（様式第４号）、入札参加停止期間変更通知書（様式第５号）又は入札参加停止解除通知書（様式第６号）により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第９条　契約担当者は、入札参加停止の期間中にある有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第10条　契約担当者は、入札参加停止の期間中にある有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第11条　市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成19年９月１日から施行する。

（掛川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱の廃止）

２　掛川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この改正は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件		期間
虚偽記載	１　市工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１月以上６月以下
過失による粗雑工事等	２　市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	１月以上６月以下
	３　県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	１月以上３月以下
契約違反	４　第２号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	２週間以上４月以下
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	５　市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	１月以上６月以下
	６　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	１月以上３月以下
安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故	７　市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	２週間以上４月以下
	８　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	２週間以上２月以下

別表第２

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件		期間
贈賄	１　次のアからウまでのいずれかの者が掛川市の職員（以下のこの表において「市職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	４月以上12月以下
	イ　有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	３月以上９月以下
	ウ　有資格業者の使用人で、前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	２月以上６月以下
	２　次のアからウまでのいずれかの者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア　代表役員等	３月以上９月以下
	イ　一般役員等	２月以上６月以下
	ウ　使用人	１月以上３月以下
	３　次のアからウまでのいずれかの者が市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア　代表役員等	２月以上６月以下
	イ　一般役員等	１月以上３月以下
	ウ　使用人	１月以上２月以下
独占禁止法違反行為	４　業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	４月以上24月以下
	５　市工事等及び県内公共機関が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「県内公共工事等」という。）に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12月以上24月以下

競売入札妨害又は談合	6　有資格者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	４月以上24月以下
	7　市工事等及び県内公共工事等に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月以上24月以下
建設業法違反行為	8　建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	１月以上９月以下
	9　市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	２月以上９月以下
不正又は不誠実な行為	10　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１月以上９月以下
	11　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１月以上９月以下